

裁量的発生処理高の創生と反転のプロセス

——時価評価差額金のケース——

岡 部 孝 好
神戸大学名誉教授

“Tracking out Reversals of the Discretionary Accruals : An Illustrative Approach to the Trading Securities”

Takayoshi Okabe
Emeritus Professor of Kobe University

August 5, 2018

OBE Accounting Research Lab, Working Paper

No.201801

Osaka, Japan

《要旨》

経営者による利益操作(earnings management)がなぜ、またどのように行われているかを解明することは、実証会計学の中心的な研究テーマの1つである。このテーマに沿った経験的検証において、最も基本的なツールになっているのが裁量的発生処理高(discretionary accruals :DAC)であり、この裁量的発生処理高 DAC には経営者によって意図的に歪曲された利益数値が濃縮されていると考えられている。しかし、裁量的発生処理高 DAC は2つの困難な測定上の問題を抱えていて、その計測値を用いた実証研究にはかなりのバイアスがあると指摘されている。

(1) 利益数値が営業活動によるキャッシュフロー(CFO)と総発生処理高(total accruals :TAC)という2つ構成要素から成り立っているとみた場合、経営者の不正な利益操作を受けやすいのが総発生処理高 TAC であることはまちがいない。しかし、不正な利益操作によって歪曲されているのは、総発生処理高 TAC の全部ではなくその一部である。そこで、総発生処理高 TAC の中で歪曲されていない非裁量的発生処理高(non-discretionary accruals :NAC)をまず識別し、この「クリーンな」NAC を総発生処理高 TAC から除去したうえで、「汚れている」残余の裁量的発生処理高 DAC に光を当てる方式が採用されている。それなのに NAC の測定方法には問題が多く、実証分析に使われている DAC の計測値には NAC が混入されている可能性が大きいと指摘されている。

(2) ある会計期間に利益数値を意図的に歪めると、その反動が後続期間に現れて、過去の歪曲額を帳消しにしてしまうことが知られている。裁量的発生処理高 DAC が新規の創生(initiation)によって歪曲されると、数期遅れて反転(reversal)が引き起こされ、過去の創生額の埋め合わせをするわけである。新規の創生額と旧創生額の反転額という2つの構成要素を切り分ける手法は未確立であるため、実際の DAC の計測値には2つの構成要素が混在したままになっており、実証分析の結果は正確さを欠いたものになっている。

これら2つの DAC の測定上の問題の中で、本稿で取り上げるのは創生額と反転額の分離に関する(2)の論点である。会計システムには誤りや歪みを自動的に補正する機能が組み込まれており、経営者が意図的に誤謬を混入すると、そうした「異物」を除去して、会計数値を浄化しようとする機能が働くと考えられている。裁量的発生処理高 DAC の創生に反転が随伴するのは、こうした自浄作用の働きによるものであり、裁量的発生処理高 DAC の測定に特有の現象とはいえない。裁量的発生処理高 DAC というのは意図的に混入された誤謬なのであるから、それが反転を通じて自動的に訂正されるのはいわば当然の成り行きだとさえいえる。裁

量的発生処理高 DAC の創生と反転にかんするこのような性格に光を当てるために、ここでは売買目的の有価証券を例示的に取り上げ、それに時価基準を適用した場合に、総発生処理高 TAC の創生と反転のプロセスがどのように進展するのかを検討する。この予備的検討を受けて裁量的発生処理高 DAC の詳細な分析に議論をすすめ、その創生と反転がどのようなプロセスをたどるのかを明らかにすることにしたい。最後に、裁量的発生処理高 DAC の計測値から反転額を除去し、これによって DAC の計測値をその創生額だけに絞り込む手法についての提言を述べることにしたい。

余裕資金を活用する目的で、他社発行の上場株式などの有価証券を売買すると、利得または損失が発生する⁽¹⁾。この有価証券の売買損益を計算することは、一連の取引サイクルが完結した事後 (*ex post*) のステップになると、キャッシュフロー会計 (*cash flow accounting*) に還元できるから、しごく簡単な仕事になる。取引手数料などの付随費用を控除または加算したうえで、処分時の売却価額から購入時の取得価額を差し引けばよい。たとえば上場の X 社の株式を t_1 期に @¥90 で 100 株だけ購入し、 t_2 期の保有を経たうえで、 t_3 期に @120 で売却したとすれば、3 期を通じた売買損益は ¥3,000 (=12,000 - 9,000) になる。この事後計算の売買損益は明確であり、いささかも疑念が生じる余地はない。

しかし、売却に先立つ事前 (*ex ante*) のステップでは、発生主義会計 (*accrual accounting*) が適用されるので、売買損益の計算はかなり厄介になる。未売却の有価証券について $t_1 \sim t_3$ の各期の売買損益を発生主義会計により計算する場合、期末評価基準の選択の仕方によって結果は著しく違ってくるからである。本稿で分析するのはこの事前ステップにおける売買損益の計算問題であるが、この議論をすすめる前に、事後ステップになれば売買損益の計算がなぜ簡明になるのか、その理由を明らかにしておくことにしよう。

1. 売買損益の確定金額

有価証券を購入したときの取得価額（単価と数量の積）は一般に取得原価 (*acquisition cost*) とか歴史的な原価 (*historical cost*) と呼ばれているが、ここでは特に原初原価 (*original cost*) ということにする。原初原価は取引の売り手と買い手が合意した金額であるばかりでなく、当事者の双方が契約事項の履行を果たした実

績値でもある。売り手が X 社株式 100 株を引き渡し、買い手がその代価として現金¥90,000 を支払ったという、資源の交換結果を買い手側から表現しているのが原初原価なのである。買い手が実際に遂行した経済行為を捉えているという点で、原初原価は「事実」(fact)を基礎にする会計数値だといえる⁽²⁾。

「株価」というのは市場で成立した取引価格を一般的に表現することばであり、買い手がかかわった特定の取引の価格だけを指す用語ではない。これに対して原初原価は、買い手が支出を余儀なくされた金銭の多さを表しており、買い手の犠牲に結びついた数値である。多数あった他の取引機会を除外して、買い手が関与した特定の取引を捉えて、その貨幣的犠牲量を表すのが原初原価なのであり、この点において原初原価は買い手固有の決断と遂行を織り込んだ経験価額(experienced amount)だということができる。

すべての取引プロセスが完了すると、よほど重大な瑕疵でもないかぎり過去の履行済み取引が覆されるようなことはない。履行済みの取引に基礎を置く原初原価は取消不能性(uncancellability)を備えた会計数値であり、日時が経過してもその事実関係が消え失せるようなことはない。これに加えて取引の当事者は取引書類(売買契約書、金銭受払証など)を取り交わして取引証拠を固めているし、これらの取引証拠にもとづいて会計帳簿への記録も済ませている。したがって、当事者の取引証拠と帳簿記録とを照合すれば、過去の取引内容を復元するのは容易である。検証可能性(verifiability)の程度がきわめて高く、紛争への対処力が強固だというこの性質は、原初原価のきわだった特徴をなしている。

株式の売却という出口における売却価額もまた、事実に関与した会計数値である。売却価額は売り手が体験した実際取引による貨幣受領額であり、取引証拠と会計帳簿によって明確に証拠づけられている。原初原価がそうであったように、売却価額もまた取消不能な確定金額なのであり、高度の検証可能性を備えている。

有価証券の入口の原初原価とその出口の売却価額が、いずれも事実にもとづく確定金額だとすれば、これら二つ金額の差として計算される有価証券の売買損益にあいまいさが残る余地はありえない。キャッシュフローに直結していて、入口の原初原価は現金支出に、また出口の売却価額は現金収入に合致しているから、事後のステップの売買損益は貨幣の増減に裏づけられている。したがって、二つ確定データに支えられている事後的な売買損益には不明確さはまったくなく、だが、どのように計算しても同じ数値になる。

2. 売買損益の事前計算

有価証券が未売却の段階にあっては、入口の確定データは入手済みであるが、出口の確定データはまだ揃っていない。上例では@¥120で売却されるであろうという t_3 期の結末が示されているが、保有中の t_1 期末と t_2 期末には、いつ売却されるかは定かでなく、そうした将来の成り行きは誰にも予知不能なことである。この事前のステップにおいては、確定額としての売買損益は計算しようがないから、何らかの方法でそれに相応する推定金額を算出しなければならない。この売買損益の推定金額はあくまでも暫定的な仮の数値であり、確定データが揃う売却時まで未確定の状態におかれる。

未売却の段階で有価証券の売買損益を推定する方法の1つは、期末に「もし売却したとすれば」と仮定して、その時点の推定売却価額により期末評価額を見積もることである。この方式が、時価基準(market value basis)ないしは公正価値基準(fair value basis)ある。期末時点に「売却した」という事態は実際とは異なる想定であり、したがって時価は事実にもとづく会計数値ではない。また売却というのは未遂行の行為であるから、時価は経験価額でもない。時価は売却仮定法にもとづく見積額であるし、この見積額を基礎にする各期の売買損益も推定金額の域を出るものではない。

未売却の有価証券についてその期末評価額を見積もるにあたり、時価データを採用するかどうかは、古くより繰り返し議論されてきた争点である。その考え方の違いは、次の代表的な2基準に要約できる⁽³⁾。

(1) 取得原価基準：事実にもとづく原初原価にあくまでも固執するのが取得原価基準であり、有価証券の期末評価では時価の参照によって次期繰越額を見積もることを否定する。この取得原価基準によれば、未売却であるかぎり、有価証券は原初原価によって翌期に繰り越されるから、時価と取得原価の差額を示す評価差額金(valuation reserve)は認識されず、各期の売買損益はゼロとなる。

(2) 時価基準：有価証券の期末評価にあたっては、その時点の時価(公正価値)を参照して次期繰越額を見積もる。評価差額金はその期の売買損益(有価証券評価損益)として認識され、未実現損益であっても当期純利益に算入される。

評価基準の選び方によって各期の売買損益がどう違ってくるかを、設例のケースで比較しているのが第1表である。いずれの基準によっても、 t_1 ~ t_3 期を通算し

た売買損益の確定金額（累計額）は同額の¥3,000 になるが、各期の売買損益の推定額には大きな開きが生じている。各期の売買損益の推定値にこの差異をもたらしているのが期末評価基準の違いであり、時価基準では次期繰越額 (carrying amount) の評価に時価を導入しており、このため全体にわたる売買損益が会計期間の壁を越えて前の期にシフトされている。取得原価基準によれば t_3 期まで待たなければ ¥+3,000 の売買損益は認識できないのに、時価基準によればその売買損益の認識期間が繰り上げられ、 t_1 期に ¥-1,000 が、 t_2 期に ¥+5,000、 t_3 期に ¥-1,000 が認識されている。

第 1 表 評価基準の違いによる売買損益推定額の差異

	t_1 期	t_2 期	t_3 期	累計額
(a)取得原価基準	0	0	+3,000	+3,000
(b)時価基準	-1,000	+5,000	-1,000	+3,000

【設例のデータ】

(1) 売買目的の有価証券(X 社上場株式 100 株)が t_1 期に @90 で取得され、 t_3 期に @120 で売却される。

(2) t_1 期末の時価は @¥80、 t_2 期末の時価は @¥130、 t_3 期の売却時の時価は @¥120 である。

これら 2 つの評価基準の中で「どちらの基準が優れているか」については、錯綜した議論が展開されているが、ここではそれぞれの主張の要旨に触れるに止める。まず取得原価基準によると、未売却のステップにおける時価基準の適用はすべて否定され、売買損益の認識は売却時点の t_3 まで先送りにされる。スチュワードシップ機能を重視する論者によれば、この認識タイミングの繰り下げに大きな意味があり、事実によって確認されるまで売買損益の認識を遅らせると、自己の利害を擁護するステークホルダーに客観的な「硬い」(hard)会計数値が提供され、利害調整という会計の本来的機能がよりよく達成される。

これに対して時価基準の支持者によると、有価証券の保有中に時価が変動しているのに、取得原価基準ではこの生きた経済現象が視野の外に置かれ、意思決定に有用な最新の情報がステークホルダーに提供されない。時価基準によれば、期末評価額が最新の市場価格にアップデートされるだけでなく、時価の変動に即応

して売買損益がタイムリーに認識されるから、ストックとフローの両面から会計数値の有用性が向上する。

3. 評価差額金の創生と反転

カレントな市場価格を適時に表示するのが時価基準だとよく指摘されるが、時価はたえず変化しているから、最新の時価の表示を達成しえているのは、年度決算を前提すれば、会計期末の一瞬だけである。前期末時点にカレントで、有用であった時価評価額も、日時の経過にともない「古く」、「鮮度の落ちた」会計数値になりやすい。

時価基準では最新の時価にアップデートする作業が重要になるが、その際には「差額補充法」(filling-up method)によって新しい時価見積額に更新するのが一般である。たとえば設例の t_1 において、時価見積額が¥9,000 から¥8,000 に変化している場合には、差額¥-1,000 に着目して、旧見積額にこの差額を加減することによって新見積額を導くのが差額補充法である。この方法によれば、加減した差額¥-1,000 は売買損益に等しいから、会計処理手続きはいたって簡便になる。しかし、時価の更新にあたり捨てられた旧時価データがいくらで、書き加えられた新時価データがいくらなのかは差額補充法では明らかにされない。差額補充法には、何が何に差し替えられたのかの経緯が記録にとどめられないという難点がある。

差額補充法に代わるのが「洗い替え法」(rolling-up method)であるが、この方法では原初原価がベンチマークにされており、時価基準の適用による時価評価額と原初原価との差額は「評価差額金」(valuation reserve)に收容される。時価の変動は旧時価データを陳腐化させるから、その全額を取り崩して原初原価を復活させ、取り崩された旧評価差額金を反転額(reversal)として認識する。次に新しい時価見積額に次期繰越額を書き改めるが、このときに新しい評価差額金に收容されるのは新時価データと原初原価の差額であり、この差額が創生額(initiation)と呼ばれる。1会計期間において反転額と創生額に差額が生じると、その純増減分の最終処置法が問題となるが、ここでは単純化して期末に売買損益に振り替え、そのまま当期純利益に算入する方法によることにしよう⁽⁴⁾。

期末に時価を参照して有価証券の次期繰越額を見積もる点では、洗い替え法は差額補充法と異なるところはない。また、評価差額金の反転額がゼロである場合にも、二つの方法の間で結果が違ってくるようなことはない。設例の t_1 では反転

額はゼロであり、必要とされるのは創生額の処理だけである。 t_1 における評価差額金の増減は創生額¥-1,000(=8,000-9,000)であり、いずれによっても最終的に売買損益として純利益に算入されるのは、この創生額に限られる。

洗い替え法の特徴は、前期に有価証券に適用していた時価基準を翌期首に白紙に戻し、ベンチマークに復帰することにある。前期末に次期繰越額をアップデートしたとき原初原価に創生額を加減した金額が翌期へ持ち越されるから、翌期になって前期繰越額を原初原価に戻せば、このときに反転額として吐き出されるのは前期の創生額相当額となる。設例の t_2 では前期の創生額¥+1,000 が、符号は真逆になるものの、 t_2 期に反転額として認識されている。

第2表 評価差額金(NACの場合)の創生と反転

		t_1	t_2	t_3	合計
評価差額金 (NAC)	反転額	0	+1,000	-4,000	-
	創生額	-1,000	+4,000	+3,000	-
	(合計)	-1,000	+5,000	-1,000	+3,000

第3表 評価差額金(DACの場合)の創生と反転

		t_1	t_2	t_3	合計
評価差額金 (DAC)	反転額	0	-800	-1,300	-
	創生額	+800	+1,300	0	-
	(合計)	+800	+500	-1,300	0

そして t_2 期末になると、未売却の有価証券に再び時価基準が適用され、次期繰越額が時価見積額¥13,000 に評価替えされる。この再度の時価見積額の計上によって、 t_2 の新規の創生額として¥+4,000(=13,000-9,000)が認識されるから、前期からの反転額+1,000 と合算すると、 t_2 の評価差額金の合計は¥+5,000 になる。この合計額は売買損益として処理され、そのまま t_2 期の純利益に算入される。

次の t_3 期首にも前期繰越しの時価見積額を取り消すとすれば、有価証券の帳簿価額¥13,000 を原初原価¥9,000 に引き戻し、まず評価差額金の反転額¥-4,000(=9,000-13,000)を認識する。 t_3 の期首の帳簿価額は¥9,000、売却時の時価は¥12,000 であるから、 t_3 における新規の創生額は¥+3,000 である。 t_3 に評価差額

金に収容されるのは反転額¥-4,000 と創生額¥+3,000 であり、純利益に算入される
売買損益は¥-1,000 となる。

洗い替え法が適用されているのは時価基準であるから、次期繰越額が期末の時
価見積額で評価される点も、また期中の時価の純変動高が売買損益として純利益
に算入される点も、通常の時価基準と同じである。時価が静止することはないの
だから、たえず新しい時価に更新しなければ時価見積額は陳腐化し、有用性を失
うというのも時価基準に共通する考え方である。しかし、最新の時価にアップデ
ートするにあたり、洗い替え法では過去の「古い」評価差額金をそっくり取り崩
し、「新しい」評価差額金に差し替えている。評価差額金の反転額と創生額が每期
認識されるという点が、洗い替え法の顕著な特徴なのである。

洗い替え法のベンチマークとされている原初原価は、購入時のキャッシュ・ア
ウトフローに等しく、その後も変化しない固定金額である。これに対して、時価
はたえず変化する見積額であり、ベンチマークに近づいたり、離れたりする。ベ
ンチマークからのこの乖離の程度を測定しているのが評価差額金であり、これも
その時々の見積額であり、暫定的な性格を帯びている。過去に「正しい」とみな
されていた時価見積額も、後日になると「過大」または「過少」な金額だとい
う見方によって変わるから、評価差額金についてもつねに金額の見直しが不可欠
になる。この点で、評価差額金の新旧データの差し替えは、「過去の見積りの訂正」
という意味をもつことになる。

有価証券の保有期間中には、時価の純変動額が各期の売買損益として認識され
ているが、これらの各期の売買損益はばらばらに切り離されているわけではない。
売買損益の計算の基礎となっている時価見積額は翌期に引き継がれ、次期の時
価に照合されてその妥当性がチェックされている。そして前期繰越しの評価差額
金が「過大」であったり「過少」であったりすれば、創生と反転の認識を通じて過
去の「過大」または「過少」な金額が補正されている。毎期の売買損益を累計す
るとその合計額はキャッシュフローの差額に一致するが、それは創生と反転を通
じて過去の見積りが訂正されたことの結果にほかならない。

4. 裁量的評価差額金の創生と反転

有価証券を時価基準によって評価する場合には、公表利益数値の見栄えをよく
するために、経営者が時価見積額を恣意的に嵩上げする可能性がないでない。時

価は事実にもとづく硬い会計数値ではないから、取得原価よりも歪曲が容易であり、裁量行動が引き起こされやすい。

実証会計学の分析ターゲットは、裁量行動によって操作されやすい総会計発生処理高(total accounting accruals: TAC)であり、それがどれほど歪曲されているかが関心の焦点をなしている。その経験的検証にあたっては、総発生処理高 TAC を裁量的発生処理高(discretionary accruals: DAC)と非裁量的発生処理高(non-discretionary accruals: NAC)とに二分割し、クリーンな NAC を取り除いたうえで、「汚されている」DAC に光を当てる方法が採用されている⁽⁵⁾。しかし、非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC を分離する手法には未解決の問題が多数残されており、既存のどの方法によっても裁量行動の結果を裁量的発生処理高 DAC に集約するのは困難だとみられている。そのうえ裁量的発生処理高 DAC の創生額には反転額が自動的に混入されるというもう 1 つ難題があり、混入された反転額を推定して創生額から分離する手法もまだ開発されていない。

裁量的発生処理高 DAC の測定をめぐるこうした難問を回避するために、ここでは有価証券の時価評価にあたって、非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC がはっきりと区別されている状況から出発する。そのうえで、裁量的発生処理高 DAC がいつ、どれだけ創生されるかを明示して、その後に裁量的発生処理高 DAC が反転する経路を突き止めることにしたい。そこでここでは上の設例に修正を加えて、 t_1 期末と t_2 期末に、経営者が次期繰越額を「正しい」時価見積額よりも 10% だけ過大に見積もり、それだけ外部公表純利益を膨らませると仮定する。期末の時価評価額が 10% だけ過大に見積もられるとすれば、 t_1 期末の X 社株式は @¥80 から @¥88 へ、 t_2 期末には @¥130 から @¥143 へとその見積単価が上げられることになる。

有価証券の次期繰越額の見積りにあたり、意図的な歪曲がまったくなかったとした場合に、評価差額金の創生と反転がどう認識されるのかは、第 2 表に例示した通りである。「正しい」時価にもとづくこの評価差額金を非裁量的発生処理高 NAC とみなすとすれば、裁量的発生処理高 DAC に相当するのは、時価の 10% の過大評価に起因する評価差額金である。この裁量的発生処理高 DAC の反転と創生を 3 期にわたり整理しているのが、第 3 表である。「真実な」時価評価による非裁量的発生処理高 NAC の動きは第 2 表に、「偽り」の時価評価による裁量的発生処理高 DAC の動きは第 3 表に示されているので、2 つの表を見比べながら創生と反転のプロセスを検討することにしよう。

初年度の t_1 期は有価証券の購入年度であり、非裁量的発生処理高 NAC も裁量的発生処理高 DAC も反転額はゼロとされているから、評価差額金を構成するのは創生額だけである。 t_1 期末の時価見積額は、歪曲がなければ¥9,000 から¥8,000 に下落しており、非裁量的発生処理高 NAC は¥-1,000(=8,000-9,000)である(第2表)。これに加えて 10%の裁量的な嵩上げにより、裁量的発生処理高 DAC の¥+800(=8,800-8,000)が追加的に発生しており、この結果として評価差額金は本来の¥-1,000 から¥-200(=8,800-9,000)に減額している(第3表)。公表財務諸表から把握できる評価差額金はこの¥-200 であるが、非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC との分離に困難はないとする前提にしたがえば、非裁量的発生処理高 NAC の創生額¥-1,000 と裁量的発生処理高 DAC の創生額¥+800 とにその構成要素を区別することが可能になり、 t_1 期では非裁量的発生処理高 NAC にも裁量的発生処理高 DAC にも測定上の問題は特にないと見える。

次の t_2 における有価証券の前期繰越額¥8,800 には、「真実な」時価評価による非裁量的発生処理高 NAC¥-1,000 だけでなく、「偽り」の時価評価にもとづく裁量的発生処理高 DAC¥+800 が含まれている。 t_2 の最初に要求される手順は、前期から繰り越されたこの帳簿価額を原初原価の¥9,000 に戻し、これによって非裁量的発生処理高 NAC の反転額¥+1,000 と、裁量的発生処理高 DAC の反転額¥-800 を認識することである。さらに t_2 の期末には、「適正な」時価見積額¥13,000 への評価替えが新規に要求されるから、まず非裁量的発生処理高 NAC 創生額として¥4,000(=13,000-9,000)が、そして 10%の嵩上げによる裁量的発生処理高 DAC の創生額として¥+1,300 が認識される。 t_2 期におけるこれらの変動額を合計すると、評価差額金の増減高は¥+5,500 になる。

公表財務諸表から入手できる t_2 の会計データは、期首と期末の時価見積額とこれらの差額¥+5,500(=14,300-8,800)であり、この差額は t_2 期の売買損益として純利益に算入された金額にも等しい。これ以上に詳しい情報は公表財務諸表からはえられないが、非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC とを明確に区分できるという本稿の前提に立ち返ると、 t_2 の評価差額金¥+5,500 が非裁量的発生処理高 NAC¥+5,000 と裁量的発生処理高 DAC¥+500 との合計だということは推測可能なことだといえよう。しかし、非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC にどれほどの反転額が混入されているかを公表財務諸表から知る手掛かりはまったくないし、また反転額が不明なのであれば t_2 の非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC の真の創生額がいくらであったのかも知ることはでき

ない。公表財務諸表から推測される非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC は創生額と反転額との合成額であるから、まず反転額を推計できなければならないが、この反転額の情報を入手できる手立ては存在しない。

次の t_3 にまず認識されるのは、前期から繰り越された非裁量的発生処理高 NAC の反転高 ¥-4,000 と裁量的発生処理高 DAC の反転高 ¥-1,300 である。そして、 t_3 の原初原価は ¥9,000、売却時の時価見積額は ¥12,000 であるから、非裁量的発生処理高 NAC の創生額は ¥+3,000 (=12,000-9,000) である。 t_3 の非裁量的発生処理高 NAC の増減高は反転額 ¥-4,000 と創生額 ¥+3,000 であり、正味は ¥-1,000 である。ここで重要なのは裁量的発生処理高 DAC の方であるが、 t_3 の反転高は ¥-1,300 であり、裁量的発生処理高 DAC の創生額はゼロである。公表財務諸表から t_3 期首の帳簿価額と売却時点の時価の差額は ¥-1,300 (=13,000-14,300) だと判別できるかもしれないが、この金額の中に裁量的発生処理高 DAC の創生額がどれだけ含まれているかを識別するのは困難なことである。 t_3 の裁量的発生処理高 DAC はすべてが反転額だということがわかっていれば創生額はゼロだと推測できるであろうが、こうした推測を可能にするデータは公表財務諸表には存在しない。

この節で裁量的発生処理高 DAC の創生額とされているのは、意図的な時価の過大評価にもとづく「偽り」の評価差額金であり、「真実な」評価差額金の非裁量的発生処理高 NAC とは明らかにその源泉を異にしている。しかし、時価の変動にともない創生と反転が繰り返し認識される点では裁量的発生処理高 DAC は非裁量的発生処理高 NAC とまったく同じであり、ある期に裁量行動によって裁量的発生処理高 DAC が創生されると、翌期に同額の反転が引き起こされ、意図的な歪曲の結果がすぐに帳消しにされている。

非裁量的発生処理高 NAC のベンチマークは原初原価であったが、裁量的発生処理高 DAC は意図的に生成された誤謬であるから、ベンチマークに相当するものが欠けている。裁量的発生処理高 DAC は何の事実にもとづいておらず、創生と反転をいくど繰り返しても、キャッシュフローにつながるようなことはない。第3表において、裁量的発生処理高 DAC の創生額の累計額と反転額の累計額が同額で、これらの差額がゼロになっているが、それは裁量的発生処理高 DAC の起源が虚偽であったことの現れである。

5. 結び

総会計発生処理額 TAC の測定では長短の区別が重要とされており、短期的見地に立つ場合には、ふつうは減価償却費などの長期項目を除外し、現金を除く運転資本——非現金運転資本(non-cash working capital)——の増減だけに焦点を合わせる。運転資本の主要項目をなすのは、流動資産では受取勘定と棚卸資産であり、流動負債では支払勘定であるが、売買目的の有価証券もまた運転資本項目の1つであり、この増減高もまた総発生処理高 TAC の一部を構成する。そこで本稿では、売買目的の有価証券を運転資本の1例として取り上げ、総発生処理額 TAC の創生と反転のプロセスがどうなっているのかを検討したのである⁽⁶⁾。

本稿で最初に検討したのは、時価見積額に意図的な歪曲がないケースである。時価評価に起因する評価差額金に裁量的発生処理高 DAC が含まれていないとすれば、そのすべてがクリーンな非裁量的発生処理高 NAC だとみなすことができる。洗い替え法の考え方によれば、時価は見積りにもとづく柔かい会計数値であり、事実に結びつけられた硬い会計数値ではない。時価見積額は変わりやすい金額であるから、意図的に歪曲されていない場合でも、将来に修正される可能性が大きい非持続的な会計数値である。原初原価と時価見積額の開きを評価差額金の創生額として認識すると、この評価差額金も非持続的金額だとして翌期にゼロに引き戻され、対応して反転額が認識される。この会計処理方法によると、反転額の認識は創生額よりも1期だけ遅れるが、符号が異なっているだけで、金額は同じである。

時価基準における関心の焦点は最新の時価であるから、時価が変動すると次期繰越高を評価替えすると同時に、評価差額金を過去の時価データから現在の時価データへと全面的に差し替えることが必要とされる。創生と反転により評価差額金の中身をこうして差し替えると、新しい時価データが取り込まれるのに対応して、過去の時価データが締め出されるから、過去の時価データは順次消去され、最後に残されるのは売却時点の時価データだけという結果になる。時価データの更新によって過去の時価見積額の訂正をすすめると、これにともなって過年度の売買損益もまた順次訂正され、その累計額は原初原価と売却価額の差額に落ち着くことになる。売買損益の計算は入口と出口の「事実」から離れられないから、結局のところ、その累計額はキャッシュフローの収支差額に収束するのである。

次に取り上げられたのは時価評価額が裁量的に過大に見積もられているケースであり、利益操作含みのこのケースについて詳しく検討されたのは、裁量的発生処理高 DAC がどう創生され、またどう反転するのかの問題であった。期末の時価

見積額が嵩上げされている場合にも、裁量的発生処理高 DAC は非裁量的発生処理高 NAC と同じパターンを辿るから、創生と反転のプロセスに違いはなく、ある期に創生された裁量的発生処理高 DAC は、その翌期に反転によって取り消される。裁量的発生処理高 DAC の場合にも利益数値のシフトが引き起こされるが、そのシフトは短い期間にとどまるから、裁量的発生処理高 DAC の持続性もきわめて小さいといえる。

裁量的発生処理高 DAC の重要な特徴は、その源泉が人為的に生成された誤謬であるという点である。その生成も消滅もどのような事実にも接合されておらず、キャッシュフローの裏付けを欠いている。裁量的発生処理高 DAC について各期の売買損益を累計するとその合計額がゼロになるのは、この特性によるものである（第 3 表参照）。

裁量行動の経験的検証にはさまざまな困難があるが、その 1 つは裁量的発生処理高 DAC の反転額がその創生額に混合されており、創生額だけを孤立的に測定できないという問題である。非裁量的発生処理高 NAC と裁量的発生処理高 DAC とが正確に分離可能だと仮定できる場合でも、裁量的発生処理高 DAC の創生額と反転額が分離不能であるかぎり、創生額を正確に測定するのは困難である。しかし、裁量的発生処理高 DAC の創生と反転のパターンが NAC のパターンと同じなのであれば、この類似性に注目して、創生額だけを単独に捕捉することが可能になってくる。裁量的発生処理高 DAC の反転額さえ特定できれば、ある期の裁量的発生処理高 DAC の総額からその反転額を差し引けば、その期の裁量的発生処理高 DAC 創生額のデータを入手することが可能になるのである。

《注》

(1) 遊資運用の目的で取得した他社発行株式は「売買目的有価証券」と呼んで、他の目的で取得した株式から区別するのが正式な処理法であるが、ここでは単に「有価証券」と略称する。またその売買損益も「有価証券売却損益」、「有価証券評価損益」などの科目名で内容を区別するのが正式な処理法であるが、ここではすべて「売買損益」に統合して、簡略化する。なお、正式な会計処理法については、企業会計基準第 10 号、「金融商品に関する会計基準」（1999 年 1 月、2006 年 8 月改正）を検討されたい。

(2) 「事実」(fact)に基礎づけられた会計数値の重要性については、Glover *et al*[2005]が有益な議論を展開している。

(3) 代表的な資産評価基準としては、このほかに低価基準(cost or market whichever is lower)がある。低価基準においては、保有有価証券の時価と原初原価とを比較し、時価の方が低い場合のみ時価で評価し、時価の方が高い場合には前期繰越額をそのまま翌期に繰り越す。評価差額金はその期の売買損益(有価証券評価損益)とし、未実現損益であっても当期純利益に算入する。

(4) この評価差額金の実務上の処理では、当期純利益に直接に算入する方法のほか、株主資本(純資産)の部において「その他有価証券差額金」として棚上げする方法が原則的な会計処理法として認められている。固定資産に分類される有価証券であって、特定の保有目的をもたない有価証券(子会社・関連会社の株式などではないもの)を「その他有価証券」というが、その時価評価による評価差額金は「その他評価差額金」に収容し、純資産の「評価・換算差額等」に掲記するのである。そして、「株主資本等変動計算書」において、前期末残高、当期変動額、当期末残高に区分したうえで、その増減の明細を開示することになっている。詳しくは、企業会計基準第10号、「金融商品に関する会計基準」(1999年1月、2006年8月改正)を参照されたい。

(5) 会計利益数値が営業キャッシュフロー(CFO)と総発生処理高(TAC)から成り立っており、これら2つの構成要素の間に大きな違いがあるという点は、1980年代から1990年代にかけて究明されていた実証会計学の重要な成果である。その後、2つの構成要素の性格の違いについてはいくつかの異なるアプローチが展開されてきており、利益操作(earnings management)の経験的検証をターゲットとするアプローチは最も代表的であるが、その中の1流派を形成するにすぎない。2つの構成要素は「利益の質」(quality of earnings)という点において大きな違いがあるという見解(Bernard and Stober[1989])とか、また「利益の持続性」(persistence of earnings)において明確な差異があるという見解(Sloan[1996])なども有力な流派であり、それぞれにおいて豊かな研究成果が積み上げられている。なお利益操作をターゲットとしないこれらのアプローチでは、総発生処理高TACの二分割にあたっては「裁量行動」という用語を用いず、「正常発生処理高(normal accruals)」と「異常発生処理高(abnormal accruals)」とに区分するのがふつうである。

(6) 他の運転資本項目にまったく増減がないと仮定できる場合には、有価証券の期末評価額の増減によって総発生処理高TACを代表させることが可能である。有価証券の評価差額金の検討は、この点で総発生処理高TACの分析に直結している点に注意されたい。なお、流動資産の単一項目によって裁量行動の実証分析を行った先行研究としては、McNichols and Wilson[1988]がある。

《参考文献》

- Bernard, V. L., and T. L. Stober, "The Nature and Amount of Information of Cash Flows and Accruals," *The Accounting Review*, Vol.64, No.4(October 1989), pp.624-652.
- Dechow, P. M., and Ilia D. Diechev, "The Quality of Accruals and Earnings: The Role of Accrual Estimation Errors," *The Accounting Review*, Vol.77 (Supplement 2002), pp.35-59.
- Dechow, P. M, A. P. Hutton, J. H. Kim, R. G. Sloan, "Detecting Earnings Management: A New Approach," *Journal of Accounting Research*, Vol. 50 No. 2 (May 2012), pp.pp.275-334.
- Financial Accounting Standard Boards, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107*, "Disclosures about Fair Value of Financial Instruments,"1991.
- Financial Accounting Standard Boards, *Statement of Financial Accounting Standards No. 130*, "Reporting Comprehensive Income,"1997.
- Glover, J. C., Yuji Ijiri, C. B. Levine, and P. J. Liang, "Separating Facts from Forecasts in Financial Statements," *Accounting Horizons*, Vol. 19, No.4 (December 2005), pp.267-282.
- Lundholm, R. J., "Reporting on the Past: A New Approach to Improving Accounting Today," *Accounting Horizons*, (1999?)
- McNichols, M., and G. P. Wilson, G. P., "Evidence of Earnings Management from the Provision for Bad Debts, Supplement to Journal of Accounting Research(1988), pp.1-31. after Controlling for Earnings," *The Accounting Review*, (April 1987), pp.293-322.
- 岡部孝好、「裁量の発生処理高の反転」、『会計』第 166 巻 4 号 (2004 年 10 月)、1-17 頁。
- 岡部孝好、「会計利益数値のステュワードシップ価値とその価値関連性」、『会計』第 180 巻 5 号 (2011 年 11 月)、131-143 頁。
- 岡部孝好、「裁量の発生処理高の多期間分析」、『会計』第 182 巻 6 号 (2012 年 12 月)、96-107 頁。
- Sloan, R. G., "Do Stock Prices Fully Reflect Information in Accruals and Cash Flows about Future Earnings ?" *The Accounting Review*, 71(July 1996), pp.289-316.
- Wilson, G. P., "The incremental Information Content of the Accruals and Funds Components of Earnings after Controlling for Earnings," *The Accounting Review*, (April 1987), pp.293-322.